

福島労働局発表
令和3年6月18日

担当	福島労働局労働基準部賃金室 賃金室長 川又 健一 賃金指導官 長面川昌弘 電話 024-536-4604
----	---

福島県最低賃金の改正を諮問

福島労働局長（河西直人）は、福島地方最低賃金審議会（会長 鈴木和郎）に対し、福島県最低賃金（現行時間額 800 円）の改正を諮問します。
同審議会の開催日時は次のとおりです。

日時 令和3年6月24日（木）10：00～
場所 福島合同庁舎3階共用会議室（福島市霞町1-46）
会議は公開。諮問の際の写真撮影可。

福島地方最低賃金審議会は、労働局長の諮問を受けて、最低賃金改正の調査・審議を行った後、労働局長に改定額について答申します。

その後、労働局長の決定・公示を経て改定された最低賃金が発効します。（別添参照）

取材に当たってのお願い

取材を希望される報道関係者の方は、6月22日（火）正午までに別紙にて氏名（ふりがな）・勤務先または所属団体・電話番号を明記の上、FAXでお申し込みください。

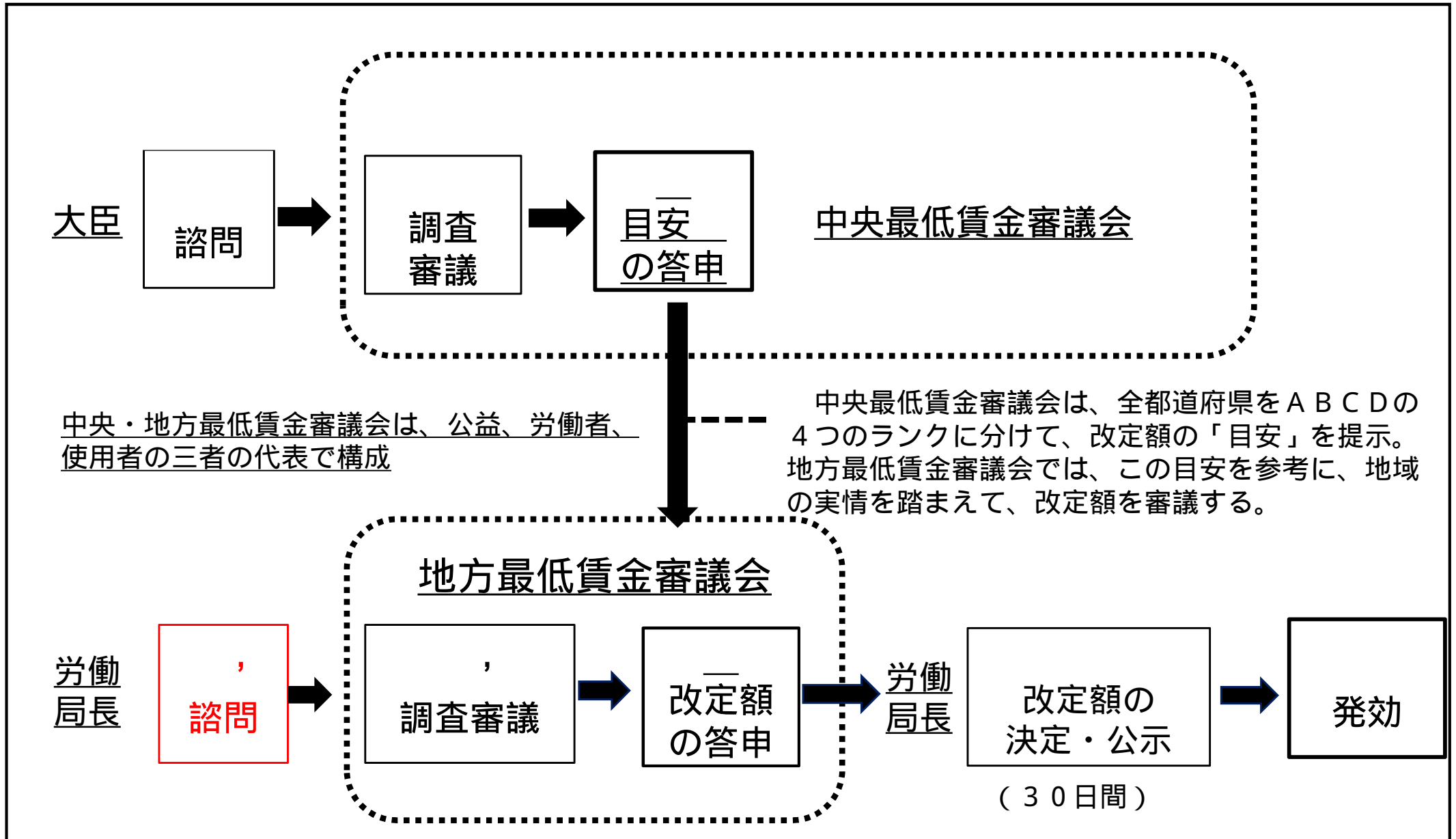
〔申込先〕福島労働局労働基準部賃金室（担当：長面川）FAX：024-536-4670

なお、コロナウイルス感染拡大防止のため、各社2名以内でお願いします。

また、会場の都合により、申し込みを先着順とさせていただく場合がありますのでご了承ください。

地域別最低賃金の改正の手順

以下の手順を経て、都道府県労働局長が地方最低賃金審議会の答申を踏まえて改定。



参 考

福島県最低賃金について

- 1 福島県最低賃金は、県内の事業所で働くすべての労働者に適用される最低賃金です。
- 2 現行は時間額 8 0 0 円（効力発生日 令和 2 年 1 0 月 2 日）です。
福島県最低賃金の金額の推移は表 1 のとおりです。
- 3 中央最低賃金審議会は、47 都道府県を A から D の 4 ランクに区分けし、このランクごとに地方の最低賃金の改正額の目安となる引上げ額を示しており、福島県は D ランクで現行の時間額 8 0 0 円は全国 3 1 位となっています。（表 2）

表 1 福島県最低賃金の金額の推移

年度	時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)	発効日
平 2 3	6 5 8	1	0 . 2	平成 23.11.2
2 4	6 6 4	6	0 . 9	24.10.1
2 5	6 7 5	1 1	1 . 7	25.10.6
2 6	6 8 9	1 4	2 . 1	26.10.4
2 7	7 0 5	1 6	2 . 3	27.10.3
2 8	7 2 6	2 1	3 . 0	28.10.1
2 9	7 4 8	2 2	3 . 0	29.10.1
3 0	7 7 2	2 4	3 . 2	30.10.1
令 元	7 9 8	2 6	3 . 4	令和 元.10.1
2	8 0 0	2	0 . 3	2.10.2

表 2 全国の最低賃金(現行)

目安ランク	都道府県名	最低賃金額
A	東 京	1,013
A	神 奈 川	1,012
A	大 阪	964
A	埼 玉	928
A	愛 知	927
A	千 葉	925
B	京 都	909
B	兵 庫	900
B	静 岡	885
B	三 重	874
B	広 島	871
B	滋 賀	868
C	北 海 道	861
B	栃 木	854
C	岐 阜	852
B	茨 城	851
B	富 山	849
B	長 野	849
C	福 岡	842
B	山 梨	838
C	奈 良	838
C	群 馬	837
C	岡 山	834
C	石 川	833
C	新 潟	831
C	和 歌 山	831
C	福 井	830
C	山 口	829
C	宮 城	825
C	香 川	820
D	福 島	800
C	徳 島	796
D	青 森	793
D	岩 手	793
D	山 形	793
D	愛 媛	793
D	長 崎	793
D	熊 本	793
D	宮 崎	793
D	鹿 児 島	793
D	秋 田	792
D	鳥 取	792
D	島 根	792
D	高 知	792
D	佐 賀	792
D	大 分	792
D	沖 縄	792